

6. 点検体制

6.1 点検体制

定期点検および詳細点検は 橋梁に関して十分な知識と実務経験を有する者がこれを行うことを原則とする。点検作業は、橋梁点検員 1 名と点検補助員 1 名の最低 2 名で行なわなければならない。

【解説】

健全性の診断（部材単位の健全性の診断）において適切な評価を行うため、道路橋の構造や部材の状態の評価に必要な知識及び技能を有することとする。

該当する資格は以下のいずれかに該当すること。

1) 橋梁点検員

- ・ 技術士（建設部門）又は RCCM 資格保有者（鋼構造及びコンクリート）
- ・ コンクリート診断士、土木鋼構造物診断士
- ・ 国土交通省登録技術者資格（建設部門関連資格）
- ・ 「道路橋点検士」資格保有者
- ・ 「橋梁技術（橋梁点検研修会）（一財）熊本県建設技術センター」の受講者又は更新者

2) 点検補助員

- ・ 「道路橋点検技術講習会（一財）橋梁調査会」を受講者
- ・ 「橋梁技術（橋梁点検研修会）（一財）熊本県建設技術センター」の受講者又は更新者

3) 橋梁診断員

- ・ 技術士（建設部門）又は RCCM 資格保有者（鋼構造及びコンクリート）
- ・ コンクリート診断士、土木鋼構造物診断士
- ・ 国土交通省登録技術者資格（建設部門関連資格）
- ・ 監督職員が同等の技能と知識，経験を保有すると認めたもの

- a. 橋梁点検員……橋梁点検員は、点検作業班を統括し、安全管理について留意して、各作業員の行動を掌握するとともに、点検補助員との連絡を密にして点検漏れ等がないように点検調査を実施・管理し、損傷程度の評価を行う者。
- b. 点検補助員……点検補助員は、橋梁点検員の指示により、点検作業の補助を行う他、橋梁点検車等を利用する場合は、点検車歩廊部(油圧屈伸式にあつては点検作業台)の移動操作、点検車運転員及び交通整理員との連絡・調整を行う者。
- c. 点検車運転員……点検車運転員は、橋梁点検員の支持に従い橋梁点検車の移動等を行う者。
- d. 交通整理員……交通整理員は、点検時の交通障害を防ぎ点検作業員の安全を確保する者。
- e. 橋梁診断員……点検結果を基に技能と知識，経験を有した診断を行う者。
また、橋梁診断員は橋梁点検員と兼ねることができる。